調書謄本ヲ送付ス。

一、紛争ノ概要

イ、申請人ハ昭和六年十一月一日ヨリ相手方ノ経営スル福岡県糸島郡前原町大字前原所在ノ前原製糸株式会社ニ雇傭セラレ繰糸工トシテ稼働シ来リタルモノニシテ昭和七年七月十日ヲ以テ解雇セラレタリ。

ロ、申請人ハ解雇ノ理由ナキヲ以テ解雇ノ撤回ヲ求メ福岡県庁ニ斡旋ヲ申請シ来リタルモノニシテ相手方ハ解雇ノ正当ナルヲ以テ之ヲ拒絶シ来リタルモノナリ。

ハ、申請人ハ解雇ノ撤回ヲ求メ相手方ハ之ヲ拒絶シ来リタルモノナリ。

二、争点

イ、解雇ノ理由ノ有無

ロ、解雇ノ撤回ヲ求メ得ルヤ否ヤ

三、当事者ノ主張

イ、申請人ハ解雇ノ理由ナキヲ以テ解雇ノ撤回ヲ求メ得ルモノナリト主張シ相手方ハ之ヲ否認ス。

ロ、相手方ハ申請人ヲ解雇シタル理由ハ申請人ノ勤務成績不良ニシテ就業規則ニ違反シタルニ因ルモノナリト主張シ申請人ハ之ヲ否認ス。

四、当事者ノ提出シタル証拠

イ、申請人ハ証人、参考人、東條、因原ノ各審問ヲ申請シ相手方ハ証人、参考人、東條、因原ノ各審問ヲ申請シ尚相手方ハ書証トシテ解雇通知書ヲ提出シタリ。

ロ、申請人ハ書証トシテ解雇通知書ヲ提出シタリ。

五、当事者ノ和解ノ意向

イ、申請人ハ和解ヲ希望シ相手方ハ和解ヲ希望セズ。

六、和解ノ見込

イ、和解ノ見込ナシ。

七、和解ノ為ノ意見

イ、和解ノ為ノ意見ナシ。

八、其ノ他参考ト為ルベキ事項

イ、其ノ他参考ト為ルベキ事項ナシ。

以上

財團法人協調會大阪支所

所長 所員

昭和七年七月三日

第 2354 號

昭和七年七月二十二日

大阪支所長 橋本能保利

福岡出張所長 清原進 殿

全農労支カンユニー第一號ノ件

別紙ノ通リ御参考迄ニ御送附申上候